

地域包括支援センター設置運営事業委託について

1 現在運営しているセンター(50センター)

現在運営している50の地域包括支援センター(※)の平成30年度から平成32年度までの設置運営事業委託は、現受託法人に対して行う。

理由

- ・現在の利用者や関係のある医療・福祉関係者と継続して関係を築くことができるとともに、これまで培ってきた実績や経験、地域とのつながりを活かせるため。
- ・50センターに対し、平成27年度から平成29年度の間1回以上の事業評価を実施し、いずれも委託事業を適正に実施していることを確認しているため。
- ・現受託法人が、引き続き受託する意向であるため。

※担当圏域の見直しの対象となる2圏域について、それぞれ分割後の一方の圏域((仮称)寺岡・(仮称)虹の丘)を担当するセンターを50センターに含め、もう一方の圏域((仮称)高森・(仮称)長命ヶ丘)を担当するセンターを新設のセンターとする。

現行圏域	担当地域	見直し後圏域
寺岡	寺岡中学校区	(仮称)寺岡
	高森中学校区、将監東中学校区 (将監担当圏域を除く)	(仮称)高森(新設センター)
虹の丘	加茂中学校区	(仮称)虹の丘
	長命ヶ丘中学校区	(仮称)長命ヶ丘(新設センター)

2 新設するセンター(2センター)

本運営委員会第9回会議(平成29年11月1日開催)において、以下の方法により設置運営法人を選定することとされた。

- (1)1つの包括担当圏域を分割する場合において、①旧圏域の設置運営法人が新圏域も運営する意思を有しており、②事業評価において重大な問題点等があり、改善の見込み等もなく業務を委託することが困難であるといった事情が無く、③新しい圏域を十分に担当できる状況であると認める場合は、当該法人と契約する。
- (2)上記以外の場合(複数の包括担当圏域を細分化し新圏域を設ける場合、(1)の場合において法人が新しい圏域を運営する意思を有していない、事業評価において重大な問題点がある等の場合)は、従来どおり公募により選定する。

今回の圏域の見直しは、いずれも(1)の1つの包括担当圏域を分割するものであり、旧圏域の設置運営法人が新圏域を運営する意思を有しており(①)、平成27年度から平成29年度の間実施した事業評価において委託事業を適正に実施していること(②)を確認している。

このため、旧圏域の設置運営法人が、新しい圏域を十分に担当できる状況にあるか(③)について事務局が次の書類により確認を行い、次回の地域包括支援センター運営委員会での審議を踏まえ受託法人を決定する。

①事業所計画書

センターの所在、併設事業所の有無等について確認する。

②人員配置計画書

センターに配置する職員の職種、資格、勤務体制等について確認する。

③収支予算書

平成30年度の収支予算について確認する。

なお、新設する2センターについては、毎年度運営状況を確認し、契約更新の可否を判断するため平成30年度から3年間は単年度契約とする。

(参考) 今後のスケジュール

時 期	内 容
平成29年12月下旬	申請書類(上記①・②・③)の提出依頼
平成30年1月中旬	書類受付
↓ 書類審査	
1月下旬～2月上旬	仙台市地域包括支援センター運営委員会
〃	結果通知
3月中・下旬	平成30年度予算成立
4月1日	契約締結、センター増設